



ゆうメール

ひなと通信



初めまして！
誕生日が3月3日なので、高校の友達からの誕生日プレゼントはひなあられが多く、誕生日には辛い物が食べたくない林賢史朗（けんしろう）です。

3月といえば花粉の季節ですね（^_^;）花粉症にならない方はとっても羨ましいです！

私はくすりとマスクで花粉と闘っています（笑）くすり飲みすぎて眠たい…。なんてならないようにしてくださいねー！！

賢史朗という名前は

賢く歴史に強く、郎ではなく朗でツキがあり朗らかな性格に育ってほしいという意味らしいです！考えるのに3時間しかからなかったらしいので短い時間でこれだけ意味のある名前を考えるのはさすがうちの親って感じですね（笑）

ケーキも食べました！！

サム・ライズでの所内勉強会で2月と3月の誕生日を祝っていただいたときの写真です！！前列の4人が他のみなさんに誕生日を祝っていただきました！！ありがとうございます！！



とりあえず自己紹介から！

公士郎



林家

亜由美



こんにちは！
公士郎と亜由美の子賢史朗です！
高校を卒業して、大学まで時間が



←賢史朗

あるというのと確定申告時期で忙しいという事で少しの間ですがサム・ライズの業務をお手伝いさせていただきました。
高校では弓道をやっていました。大学でも続けるつもりです！

弓を引くけんしろうー君→



弓道とアーチェリー

弓道をやっていると「アーチェリーと何が違うの」とよく聞かれます。そこで今回は違いについてザックリとですが話したいと思います！

弓道 | アーチェリー
的のどこに中ってもOK | 的の中心が高得点である
【的までの距離は】

近的 28M | 遠的 60M | 30~90M (競技で違う)

【矢の位置】

自分から見て弓の右側に | 自分から見て左側に矢
矢がある (そのまま放つ | がある

と右側に飛んでしまうの |
で手の内と呼ばれる特殊 | まだまだ話したいことは
な握り方をします。) | ありますが次の機会に！

***** ひなと通信は、林賢史朗が林公士郎に頼まれた時のみお届けします。ご意見・ご感想など頂けるとても喜びます♡*****

発行元：税理士法人サム・ライズ

〒350-1123 埼玉県川越市脇田本町 11-1 川越シティビル 7F

e-mail: ayumi-hayashi@some-rize.net

TEL: 049-249-0222

FAX: 049-249-0220

URL: http://www.some-rize.jp

発行編集責任者：林賢史朗

March
2017

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

事務所通信

3月といえば卒業シーズンですが、スギ花粉の飛散が本格化する時期でもあります。花粉症の方にとっては辛い時期ですが、少しでも気分よく乗り切りたいですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2017年3月号

■中小企業向け 設備投資促進税制の改正

■改めて確認しておきたい 割増貸金率

■イノベーションしていますか

■ネット活用で節約できる時間

□編集後記

税理士法人サム・ライズ

未来会計法人メイキット

埼玉県川越市脇田本町11-1 川越シティビル7F

TEL : 049-249-0222 / FAX : 049-249-0220

中小企業向け 設備投資促進税制の改正

中小企業等投資促進税制

現行の中小企業等投資促進税制は、『通常措置』と『上乗せ措置』があります。いずれも、中小企業者等が一定の期間内に特定の資産を取得し、かつ、指定された事業の用に供した場合に、一定の特別償却又は税額控除が認められています。この中小企業等投資促進税制が、平成29年度税制改正により改正される予定です。

具体的には、『通常措置』は対象資産から器具備品が除外された上で、適用期間が2年

延長される予定です。

また『上乗せ措置』は、“中小企業経営強化税制”として改組され、対象資産に、全ての器具備品及び建物附属設備等が加わります。この税制は、経営力向上計画の認定を受ける必要があるなど、一定の手続きが必要となるものの、適用ができる場合に受けられる税制上の軽減措置の影響が大きいのが特徴です。この税制の概要は、次ページをご参照ください。

○中小企業等投資促進税制

		通常措置	上乗せ措置
現行制度の概要	適用期間	平成10年6月1日から29年3月31日までの期間	平成26年1月20日から29年3月31日までの期間
	対象資産	新品である、次の資産 (1) 機械及び装置 (@160万円以上) (2) 事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資する次に掲げるいずれかのもの (@120万円以上) ・ 測定工具及び検査工具 ・ 電子計算機 ・ インターネットに接続されたデジタル複合機 ・ 試験又は測定機器 (3) (2)に準ずる当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のもの (4) ソフトウェア (一定のものを除く)のうち次に掲げるいずれかのもの ・ ソフトウェア (@70万円以上) ・ 当該事業年度の取得価額の合計額が70万円以上 (5) 車両及び運搬具のうち一定の普通自動車で、貨物の運送の用に供されるものうち車両総重量が3.5トン以上のもの	左記に掲げる資産のうち、産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に該当するものうち、一定の取得要件を満たすもの
	優遇措置	基準取得価額の30%の特別償却又は基準取得価額の7%の税額控除* ※税額控除の適用は、資本金3,000万円以下の法人等又は個人事業者に限る(税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能)	次のいずれかを選択適用できる ・ 即時償却(普通償却限度額+特別償却(取得価額-普通償却限度額)) ・ 取得価額の7%(資本金3,000万円以下の法人等又は個人事業者は10%)の税額控除(税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能)
改正案	適用期間	2年延長(平成31年3月31日まで)	
	対象資産	上記対象資産から、器具備品に該当する資産を外す	“中小企業経営強化税制”へ改組(制度の概要は、次ページ参照)

○中小企業経営強化税制の概要（新制度）

項目	内容												
対象者	中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた、青色申告書を提出する中小企業者等												
対象資産	<p>生産等設備を構成する右表に該当する特定経営力向上設備等のうち、認定を受けた経営力向上計画に記載されたもの（事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設を除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>生産性向上設備(A類型)</th> <th>収益力強化設備(B類型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要件</td> <td>①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備</td> <td>①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備</td> </tr> <tr> <td>対象設備</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●機械・装置(160万円以上) ●測定工具及び検査工具(30万円以上) ●器具・備品(30万円以上) （試験・測定機器、冷凍除菌機など） ●建物附属設備(60万円以上) （ボイラー、LED照明、空調など） ●ソフトウェア(70万円以上) （情報を収集・分析・指示する機能） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ●機械・装置(160万円以上) ●工具(30万円以上) ●器具備品(30万円以上) ●建物附属設備(60万円以上) ●ソフトウェア(70万円以上) </td> </tr> <tr> <td>確認者</td> <td>工業会等</td> <td>経済産業局</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：中小企業庁「平成28年度税制改正の概要について(中小企業・小規模事業者関係)」(PDF形式 2,922KB) http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2016/16121/zeisei/tausei1.pdf</p>	類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)	要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ●機械・装置(160万円以上) ●測定工具及び検査工具(30万円以上) ●器具・備品(30万円以上) （試験・測定機器、冷凍除菌機など） ●建物附属設備(60万円以上) （ボイラー、LED照明、空調など） ●ソフトウェア(70万円以上) （情報を収集・分析・指示する機能） 	<ul style="list-style-type: none"> ●機械・装置(160万円以上) ●工具(30万円以上) ●器具備品(30万円以上) ●建物附属設備(60万円以上) ●ソフトウェア(70万円以上) 	確認者	工業会等	経済産業局
類型	生産性向上設備(A類型)	収益力強化設備(B類型)											
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備											
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ●機械・装置(160万円以上) ●測定工具及び検査工具(30万円以上) ●器具・備品(30万円以上) （試験・測定機器、冷凍除菌機など） ●建物附属設備(60万円以上) （ボイラー、LED照明、空調など） ●ソフトウェア(70万円以上) （情報を収集・分析・指示する機能） 	<ul style="list-style-type: none"> ●機械・装置(160万円以上) ●工具(30万円以上) ●器具備品(30万円以上) ●建物附属設備(60万円以上) ●ソフトウェア(70万円以上) 											
確認者	工業会等	経済産業局											
適用期間	上記対象資産の取得等、かつ、国内の指定事業の用に供した日が、平成29年4月1日～31年3月31日までの間であること												
優遇措置	次のいずれかを選択適用できる <ul style="list-style-type: none"> ・即時償却（普通償却限度額＋特別償却（取得価額－普通償却限度額）） ・取得価額の7%（資本金3,000万円以下の法人等又は個人事業者は10%）の税額控除（税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能） 												

なお、中小企業等投資促進税制の適用対象から器具備品が外れることで、卸売業、小売業、サービス業等、一定の事業の場合には、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の適用も検討するとよいでしょう。この税制は、

商業・サービス業者等が経営改善設備を取得した場合に、一定の特別償却又は税額控除が受けられる措置です。この税制は、平成29年度税制改正により適用期間が2年延長され、31年3月31日までと予定されています。

○商業・サービス業・農林水産業活性化税制

項目	内容	
現行制度の概要	対象者	認定経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導及び助言を受けている青色申告書を提出する中小企業者等
	対象資産	認定経営革新等支援機関等（商工会議所等）による、経営改善に関する指導に伴って取得する下記の設備 <ul style="list-style-type: none"> ・器具備品（ショーケース、看板、レジスター等）： @30万円以上 ・建物附属設備（空調施設、店舗内装等）： @60万円以上
	適用期間	上記対象資産の取得等、かつ、国内の指定事業の用に供した日が、平成25年4月1日～29年3月31日までの間であること
	優遇措置	取得価額の30%特別償却又は7%税額控除* ※税額控除の適用は、資本金が3,000万円以下の中小企業等又は個人事業主に限る（税額の20%を上限。控除限度超過額は1年間の繰越可能）
改正案	適用期間が2年延長（平成31年3月31日まで）	

改めて確認しておきたい割増賃金率

多くの企業経営者にとって、時間外割増賃金の支払いは悩みの種ではないかと思いますが、今後、中小企業においても1ヶ月の法定時間外労働が月60時間を超える場合に、5割以上の割増賃金の支払いが義務づけられる方向（施行時期は未定）で議論が進んでいます。そこで今回は、その前提となる割増賃金率について改めて確認しておきましょう。

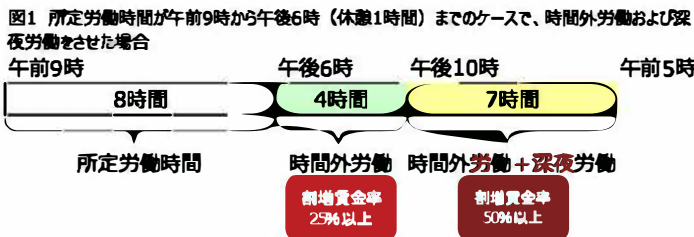
割増賃金率

割増賃金の支払いが義務づけられている労働としては、3種類（時間外労働、法定休日労働、深夜労働）ありますが、これらの割増賃金率は、下表のとおりです。

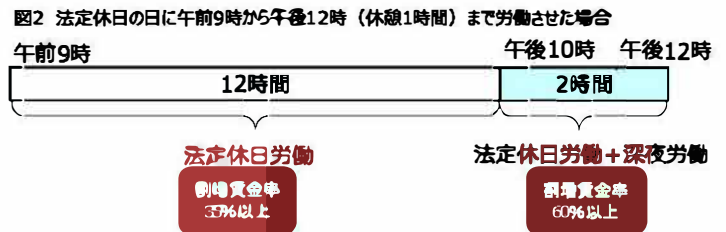
表 割増賃金率のまとめ		
種類	支払う条件	割増賃金率
時間外労働	法定労働時間を超えて時間外労働をさせた場合	25%以上
	時間外労働が限度時間（1ヶ月45時間、1年360時間等）を超えて労働させた場合	25%以上 ※1
	時間外労働が1ヶ月60時間を超えて労働させた場合※2	50%以上
法定休日労働	1週1日あるいは4週4日の法定休日に休日労働させた場合	35%以上
深夜労働	午後10時から午前5時までの深夜の時間帯に労働させた場合	25%以上

※1 25%を超える率とするよう努めることとされています。
 ※2 中小企業については、当分の間、猶予措置があります。

これらを具体例で示してみると以下のとおりとなります。



一方、法定休日労働は原則として、暦日（午前0時から午後12時まで）の時間帯に労働させた部分について、35%以上の割増賃金の支払いが必要になります。



※この事例は割増賃金の計算を説明するための事例であり、このような長時間労働は好ましくありません。

法定休日とは

法定休日は1週1日あるいは4週4日で与えることになっており、例えば、週休2日制（土・日曜日）の会社において、繁忙期のため土曜日に出勤させるケースでは、この土曜日が法定休日かを区別する必要があります。例えば、就業規則等で1日の所定労働時間を8時間、日曜日を法定休日と定めている場合に、出勤した土曜日は法定外の休日となり、時間外労働の割増率（25%）で計算した賃金を支払うことになります。また、曜日を特定せず、1週1日とのみ規定している場合には、土・日曜日のうち1日の休みが確保されていればこの日が法定休日として確保できていると判断されます。そのため、こちらのケースでも土曜日の勤務は、法定休日労働には該当しないことになります。

規定の方法と勤務する日によって時間外労働か法定休日労働か、いずれに該当するかが異なってくるため、注意が必要です。

過重労働防止の観点のみならず、割増賃金率の上昇による人件費の増加を抑制するためにも、いまの段階から残業時間の削減に取り組むことが求められます。

イノベーションしていますか

著名な経営学者であるP.F. ドラッカーは、企業が成長発展し続けるための基本的機能として、「マーケティング」と「イノベーション」を挙げています。ここでは昨年12月に文部科学省から発表された調査結果(※)から、企業のイノベーションへの取組状況をみていきます。

イノベーション実現企業は40%

上記調査結果から、平成24年度から26年度の間、イノベーションを実現させた企業の割合をまとめると、表1のとおりです。

【表1】イノベーション実現企業の割合 (%)

		全体	小規模企業	中規模企業	大規模企業
イノベーション実現		40	38	47	59
実現したイノベーションの類型	プロダクト・イノベーション	12	11	16	27
	プロセス・イノベーション	15	14	20	28
	組織イノベーション	24	22	29	42
	マーケティング・イノベーション	22	21	23	31

文部科学省科学技術・学術政策研究所「第4回全国イノベーション調査統計報告」より作成

製品やサービス、その製造や提供プロセスの改善をはじめ、イノベーションには様々な取組がありますが、実現できた割合は40%となりました。イノベーションの類型別にみると、企業の規模に関係なく組織イノベ

シヨンの実現割合が高くなっています。

能力のある従業員の不足が問題に

次に、イノベーションの阻害要因や活動非実施の理由として高い割合の上位5つを、企業の規模別にまとめると表2のとおりです。

【表2】イノベーションの阻害要因及びイノベーション活動非実施の理由 (%)

	小規模企業	中規模企業	大規模企業
能力のある従業員の不足	61	62	57
目先の売上・利益の追求	53	55	54
良いアイデアの不足	52	54	53
技術力やノウハウの限界	50	50	50
市場の競争が激しい	47	50	49

文部科学省科学技術・学術政策研究所「第4回全国イノベーション調査統計報告」より作成

すべての規模で、能力のある従業員の不足の割合が最も高くなりました。2番目、3番目の理由は、いずれも目先の売上・利益の追求、良いアイデアの不足ですが、中小規模の企業では、技術力やノウハウの限界という理由も上位に入っています。

企業が市場に適合し存続していくためには、イノベーション活動が不可欠です。加えてイノベーションを実現させるために、教育訓練の実施による従業員の能力向上はもちろん、他社との協力などにも取り組んでいくことが重要です。

(※) 文部科学省「第4回全国イノベーション調査統計報告」

文部科学省科学技術・学術政策研究所が、常用雇用者数10人以上の民間企業約40万社を対象に標本抽出した約25,000社を対象に実施した調査で、有効回答率は50%です。ここでのイノベーションとは、新しいまたは大幅に改善されたプロダクト(製品またはサービス)またはプロセスの導入、マーケティングに関する新しい方法の導入、もしくは業務慣行、職場組織または外部関係に関する新しい組織の方法の導入をいいます。また、小規模企業は常用雇用者数10人以上49人以下、中規模企業は同50人以上249人以下、大規模企業は同250人以上の企業群をいいます。詳細は次のURLのページから確認いただけます。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/12/1380031.htm

ネット活用で節約できる時間

個人のインターネット普及率は平成27年末時点で90%近い割合に達し、インターネット（以下、ネット）を活用した情報検索やショッピングは、当たり前サービスとなっています。では、これらのサービスを活用することで、ネット以外の方法で調べたり、実店舗で買い物をしたりする場合に比べて、どの程度の時間が節約できるかご存じですか。ここでは総務省の情報通信白書（※）から、ネットを活用した情報検索やショッピングによって節約される時間に関するデータをご紹介します。

情報検索で49.2分の節約

上記白書から、ネットを活用して情報検索をする場合に、図書館等で文献によって調べ物をする場合と比べて、節約できる時間についてのアンケート結果をまとめると、表1のとおりです。

【表1】年代別 情報検索によって節約される1回あたりの時間

年代	節約時間（分）
20代（412）	52.3
30代（407）	47.2
40代（421）	41.0
50代（428）	50.3
60代（431）	55.0

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

最も節約時間が多いのは、60代の55.0分で、最も少ないのが40代の41.0分となりました。なお、年代ごとの節約時間の平均を求めると、49.2分となります。

買い物1回で54.3分の節約

次に、ネットショッピングを利用して買い物をする場合に、実店舗に行って買い物をする場合と比べて節約できる時間をまとめると、表2のとおりです。

【表2】年代別 ネットショッピングによって節約される1回あたりの時間

年代	節約時間（分）
20代（433）	50.4
30代（452）	42.9
40代（469）	62.3
50代（480）	52.5
60代（496）	63.6

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

60代の節約時間が最も多く63.6分となっています。最も少ないのが30代の42.9分でした。こちらも平均すると54.3分となり、情報検索よりも5分程度多く節約できるという結果になりました。

生産性の向上にも寄与

このように、ネットを活用することで節約できる時間は、決して少なくないことがわかります。ビジネスの現場において、こうした時間の節約ができれば生産性の向上にも寄与します。特に情報検索については、検索技術を向上させることで、さらに調べる時間を短くすることも可能です。

検索のコツに関する情報は、ネット上にたくさん公開されています。興味のある方は、一度調べてみてはいかがでしょうか。

（※）総務省「平成28年版情報通信白書」

28年8月に公開された白書です。ここで紹介したデータは、白書69ページ掲載のアンケート調査によるものです。〇内の数字は回答数となっています。なお、ネット検索の場合の節約時間には、図書館への往復時間は含まれていません。詳細等は次のURLのページから確認できます。<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2017年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出
2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備
3. 社会保険料の変更
4. 労働者名簿の調製
5. 新入社員のオリエンテーション
6. 暖房器具等の清掃、格納

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までに（平成29年は4月17日までに）その社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 社会保険料の変更

平成29年度の雇用保険料率は平成28年度より1/1,000ずつ引下げられ、以下のとおりとなる予定です。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の9	1000分の6	1000分の3
農林水産・清酒製造の事業	1000分の11	1000分の7	1000分の4
建設の事業	1000分の12	1000分の8	1000分の4

健康保険料率、介護保険料率も3月分（4月納付分）から変更となります。国民年金保険料は4月より引き上げられ、月額16,490円となります。

4. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

5. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

- ◆主な説明内容
 - ◇労働条件の説明
 - ◇社内ルール
 - ◇諸届の方法
 - ◇年間行事予定
- ◆主な渡し物
 - ◇貸与物品
 - ◇配付物品
- ◆主な提出物
 - ◇誓約書
 - ◇身元保証書

6. 暖房器具等の清掃、格納

暖かくなるにつれて不要となる暖房器具等は、清掃をした上で格納します。不良箇所は後回しにせず、気づいたその場で修理依頼をしましょう。



取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	土	先勝	
2	日	友引	
3	月	先負	
4	火	仏滅	清明
5	水	大安	
6	木	赤口	
7	金	先勝	
8	土	友引	
9	日	先負	
10	月	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	火	大安	
12	水	赤口	
13	木	先勝	
14	金	友引	
15	土	先負	
16	日	仏滅	
17	月	大安	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
18	火	赤口	
19	水	先勝	
20	木	友引	●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
21	金	先負	
22	土	仏滅	
23	日	大安	
24	月	赤口	
25	火	先勝	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
26	水	仏滅	
27	木	大安	
28	金	赤口	
29	土	先勝	昭和の日
30	日	友引	●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで [以下、5月1日まで] ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[1月～3月]について報告） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告

staff 編集後記

3月



花粉の時期がやってきました！！！！

みなさん花粉症でしょうか？サムライも花粉症の人が多く、また眼鏡率も高いためマスクをすると眼鏡が曇ると言ってます(笑)

北海道には杉が少なく 沖縄には生息していないようなので、今の時期だけは沖縄に移住したいですね。それでは今回のお題は、もうすぐ花見！なので～

絶対！花見のお薦めスポット

横山



お客様情報によると、幸手にある幸手権現堂は埼玉県内1位(全国8位)のお花見スポットだそうです。休日の昼間は、車が動かないくらい込み合うので、平日か、期間限定のライトアップがお勧めとのことですよ

石田



幼い頃よく行った「東坂戸団地」です♪若葉駅からバスで約10分、アーリーバードゴルフクラブからも近Kuスラーっと川沿いに咲く桜はとても綺麗です！家族で手作りのお弁当とジュース・ビールを自転車に積み、泡だらけになるビールが思い出ですw

小笠原



入間市にあります「稲荷山公園」です。駅前の為電車でも行けます。また川越ですと「水上公園」ですね。桜が終わった時期に家族でピクニックに行ったら、毛虫がすごくてビックリ！！

外尾



私のおすすめは航空公園です。ソメイヨシノが5000本だそうです。駐車場もあるし、航空公園駅から歩いてすぐのところがあるので交通の便もいいと思います。広い公園なのでぜひ一度行ってみてください。

黒田



私のお薦めは、鴻巣市の元荒川の桜並木です。実家にいた頃は、お花見ということでした。川沿いの両サイドに桜がこれでもかと咲いており、見物です！また、JR吹上駅から徒歩5分と、渋滞と無縁のアクセスの良さもポイントです。

鈴木



おすすめは吉見町のさくら堤公園です。菜の花も咲いていて桜と菜の花のコントラストが綺麗です。吉見はイチゴが有名ですのでイチゴ狩りもできます。少し遅味きなので見逃した方にもおすすめですよ。

野口



桜と言えば、やはり京都の桜が一番好きです♪寺と桜が日本人の心に響くのでかもしれません！身近では毎年行く東坂戸団地の桜並木はおすすめスポットです♪染井吉野約200本が川面に映る景色は、夜桜も幻想的です♪

相藤



私のおすすめは東京都練馬区の光ヶ丘公園です。もともと和光市に住んでいて、歩いて20分もすれば光ヶ丘なのでよく小さいころはよく行き花見に車道からは見渡す限り一面が桜の木がとってもきれいです。

瀬川



私のおすすめは東京都北区にある「飛鳥山公園」です。桜の下でのお花見はもちろん、博物館や遊具もあるので、幅広い年代の方で毎年にごわいませます。個人的にはJRの電車から眺める桜並木とホームへ舞い込む桜の花びらがとても好きです。

花見は楽しいですが、夜はまだ気温が下がり寒いので風邪をひかないでくださいね☆彡

【お知らせ】

◆ 4月4日金曜日

所内研修のため、終日留守番電話とさせていただきます。

